

砂川市第6期総合計画（案）

答 申

平成22年7月5日

目 次

	ページ
総合計画の策定にあたって（総論）	3
1 総合計画の考え方	3
（1）計画策定の趣旨	3
（2）計画の役割と特徴	3
（3）計画の名称	4
（4）計画の構成と期間	4
2 砂川市の概要	5
（1）位置と地勢	5
（2）砂川市のあゆみ	6
（3）人口と世帯	6
（4）産業の状況	8
3 時代の潮流	9
（1）少子高齢化と人口減少の進行	9
（2）グローバル（世界的規模）化の進展と経済環境の変化	9
（3）環境問題への意識の高まり	9
（4）価値観やライフスタイルの多様化	10
（5）安全・安心に対する意識の高まり	10
（6）高度情報化の進展	10
（7）地域主権の進展と厳しい財政運営	10
基本構想	12
1 まちづくりの基本理念	13
2 めざす都市像	14
3 まちづくりの基本目標	15
4 基本構想を実現するために	18
基本計画	20
1 施策の体系	21
2 まちづくりの基本指標	22
（1）将来人口	22
3 土地利用の基本方針	23
4 まちづくりの重点課題の推進	24
5 まちづくりの施策別計画	27

総合計画の策定にあたって（総論）

1 総合計画の考え方

（1）計画策定の趣旨

本市では、昭和41年以来、平成22年度まで、その時々時代の背景や社会・経済情勢の変化に対応しつつ、5期にわたる総合計画を策定し、市民とともにまちづくりを進めてきました。

しかし、近年、少子高齢化と人口減少の進行をはじめ、グローバル（世界的規模）化の進展、環境問題への意識の高まり、さらには地域主権の進展など、本市を含めた地方行財政を取り巻く環境は、著しく変化しています。

このような中、これから策定する総合計画は、時代の変化や様々な課題など、現実を直視した上で計画を策定する必要があり、適切な取り組みの方向を示すものでなければなりません。

我がまちは、120余年の歴史があり、平成20年に市制施行50年の節目を迎えたところですが、今後も、厳しい時代背景を踏まえつつ、今日の本市を創り上げてきた先人の功績を忘れず、まちの特徴である、恵まれた豊かで美しい自然環境を守り、そして、活かし、次の世代を展望した、新しい時代のまちづくりを進めていく必要があります。

このため、直近の時代の変化やまちの特徴、市民の意見などを十分に踏まえ、市民と行政が共有するまちづくりの指針として、ここに新たな総合計画を策定します。

（2）計画の役割と特徴

総合計画は、本市が10年後に目指す都市像（将来像）を示し、その実現に向けたまちづくりの基本目標などを総合的、体系的にまとめた、各種行政計画の最も上位に位置づけられる長期計画で、市政の基本となる計画です。

新しい総合計画は、策定の過程はもとより、策定後も将来にわたって市民と行政が共有し続け、まちづくりの指針となることが大切であることから、次の4つの基本的な考え方に基づいて策定しています。

市民との協働による計画

総合計画審議会での議論や市民意見の反映機会を設け、市民と行政が一体となり、情報を共有し合い、意見交換を行いながら策定した計画としています。

わかりやすい計画

市民とまちづくりの目標を共有しながら協働のまちづくりを進めるために、各施策において、「目標」や「基本事業とねらい」などを掲げ、本市がどのようなことを目指しているのかを明記した、わかりやすい計画としています。

「成果指標」を表した計画

各施策にまちづくりの「ものさし」となる「成果指標」を設定し、計画に掲げたまちの姿にどのくらい近づいたか、また、各事業の取り組みがどのように貢献したかを計ることができる計画としています。

社会経済状況を考えた計画

人口減少や税収の減少など、地方自治体を取り巻く環境が変化する中において、地域の活性化につながる計画とするため、今後の財政見通しや社会経済状況などを勘案した計画としています。

(3) 計画の名称

新しい総合計画の名称を、『砂川市第6期総合計画』とします。

(4) 計画の構成と期間

この計画は、『基本構想』、『基本計画』、『実施計画』の三層で構成します。また、それぞれの内容と計画期間は以下のとおりとします。

基本構想

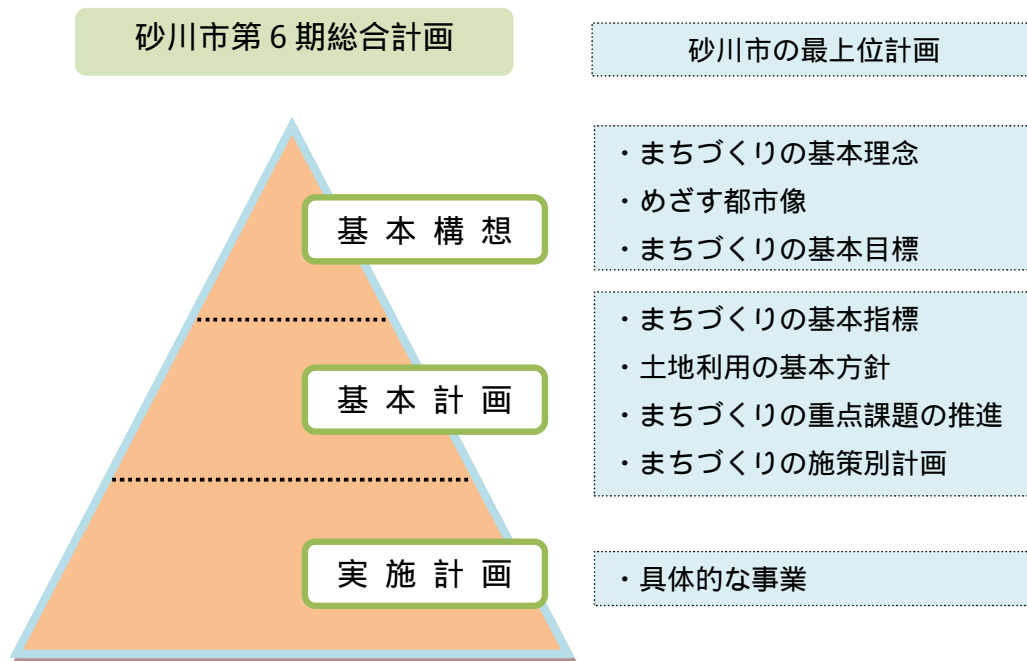
基本構想は、「まちづくりの基本理念」や「めざす都市像」を明らかにするとともに、これらを実現するための「まちづくりの基本目標」やその方針を示すものであり、計画期間は、平成23年4月1日から平成33年3月31日までの10年間とします。

基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、「まちづくりの基本指標」や「土地利用の基本方針」、「重点課題」等を明らかにするとともに、「施策別の目標」や「基本事業」、「成果指標」等を示すものであり、計画期間は、平成23年4月1日から平成33年3月31日までの10年間とします。なお、中間年において進捗状況等の点検を行うものとします。

実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策や基本事業に基づき、実際に行う「具体的な事業」の内容や実施時期を明らかにするものであり、計画期間は、3年間（1・2次は3年間、3次は4年間）とし、事業の成果等を確認しながら見直しを行うものとしてします。



2 砂川市の概要

(1) 位置と地勢

本市は、札幌市と旭川市のほぼ中間に位置し、東は夕張山系の丘陵地帯を境に赤平市、歌志内市、上砂川町に接し、西は石狩川を挟んで新十津川町に、北は空知川を挟んで滝川市に、そして、南は奈井江町に接しています。その市域は、東西に約10.5 km、南北に約12.7 km、総面積は78.69 km²で、市街中心部は、平地地帯と石狩川の間南北に細長く展開し、中央を国道12号のほか、道央自動車道とJR函館本線がそれぞれ縦貫しています。

気候は、石狩川流域の平坦部からなっているため、全体的にみると内陸性気候で、夏と冬の寒暖の差が大きく、夏季の降雨量と冬季の降雪量が多くなっています。

(2) 砂川市のあゆみ

本市の歴史は、明治 19 年から行われた旭川までの道路開削が始まりで、明治 23 年に奈江村として開基し、その後、明治 30 年に歌志内を分村後、明治 36 年に砂川村と改称、大正 12 年に町制が施行されました。以後、昭和 19 年の奈井江分村、昭和 24 年の上砂川分町を経て、昭和 33 年に北海道で 26 番目の市として市制を施行しています。

その間、上川道路開削とともに背後の歌志内市及び上砂川町が炭都として栄え、鉄道が敷設されるなど交通の要衝となったほか、戦後においては、東洋高圧工業と三井木材工業という 2 大産業の従業員社宅等によって商圈が形成されるなど、安定した商業基盤の上で経営が行われ、中空知の中核都市として発展してきました。

しかし、その後、エネルギー革命による石炭から石油への転換や技術革新による機械化・省力化に伴い、本市の発展の原動力となっていた最大企業の東洋高圧工業が縮小・合理化されたことなどにより、人口も減少を余儀なくされました。

そうした一方で、昭和 49 年に緑化都市宣言を行い、さらに同 59 年には環境庁から道内初のアメニティ・タウン（快適環境都市）の指定を受け、アメニティ・タウン構想を軸に「公園の中に都市がある、美しいまちづくり」を推進したことにより、市民一人あたりの都市公園面積が日本一を誇るようになりました。

また、幅のあるまちづくりを進め、中心市街地に賑わいと活性化をもたらそうと、駅東部地区開発が行われ、平成 19 年に地域交流センターや自由通路のほか、特別養護老人ホームや公営住宅を完成させ、さらには、中空知 2 次医療圏の地域センター病院である市立病院を改築して、平成 22 年に新病院を開院するなど、現在では、安心して医療が受けられ、快適で住みやすいまちとして発展し続けています。

(3) 人口と世帯

国勢調査による本市の人口は、平成 17 年で 20,068 人となっており、平成 12 年の 21,072 人から、5 年間で 1,004 人の減少となっています。

平成 17 年の年齢 3 区分別人口は、年少人口（0～14 歳）が 2,412 人、生産年齢人口（15～64 歳）が 12,040 人、老年人口（65 歳以上）が 5,616 人となっています。年齢 3 区分別人口構成の推移を見ると、年少人口と生産年齢人口が減少している中で、老年人口は増加傾向にあり、総人口の約 3 割（28.0%）を占めていており、少子高齢化が進んでいます。

また、平成 17 年の世帯数は 8,332 世帯で、平成 12 年の 8,440 世帯から、5 年間で 108 世帯の減少となっているものの、現状を踏まえると、増加傾向にあると考えられます。また、世帯構成では、一世帯当りの人数の減少が続いていることから、核家族化が進んでいることがうかがえます。

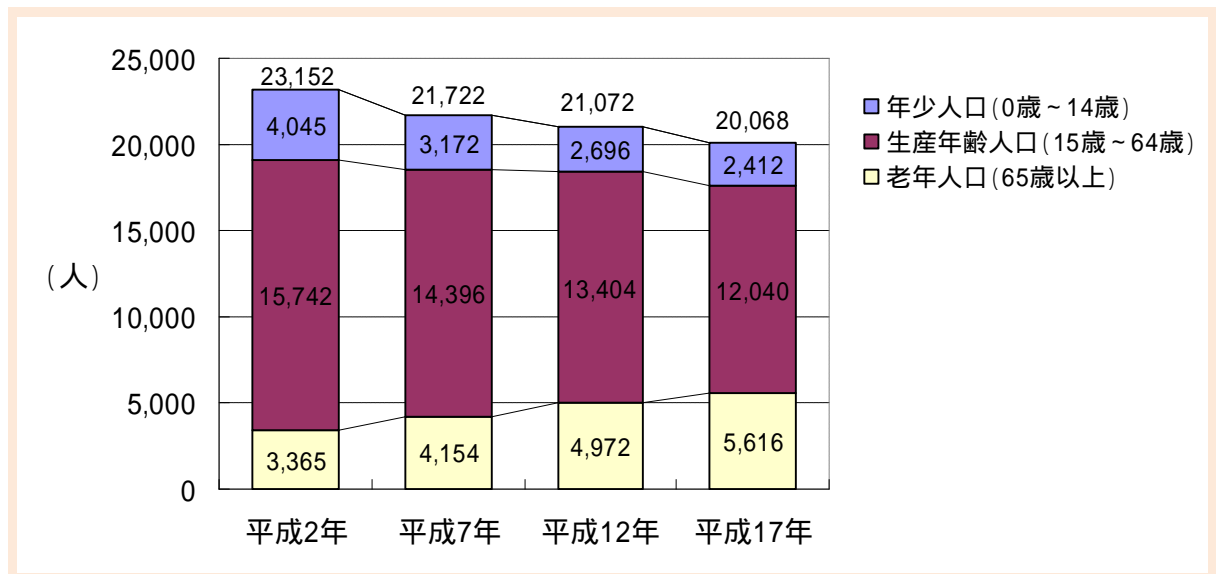
人口・世帯の推移

(単位:人・世帯・%)

項目	年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	前回調査比率		
						H2~7	H7~12	H12~17
総人口		23,152	21,722	21,072	20,068	0.94	0.97	0.95
年少人口 (0歳~14歳)		4,045 (17.5)	3,172 (14.6)	2,696 (12.8)	2,412 (12.0)	0.78	0.85	0.89
生産年齢人口 (15歳~64歳)		15,742 (68.0)	14,396 (66.3)	13,404 (63.6)	12,040 (60.0)	0.91	0.93	0.90
老年人口 (65歳以上)		3,365 (14.5)	4,154 (19.1)	4,972 (23.6)	5,616 (28.0)	1.23	1.20	1.13
世帯数		8,139	8,167	8,440	8,332	1.00	1.03	0.99
一世帯当人数		2.84	2.66	2.50	2.41	—	—	—

(資料:国勢調査)

()内の数値は、総人口に占める割合

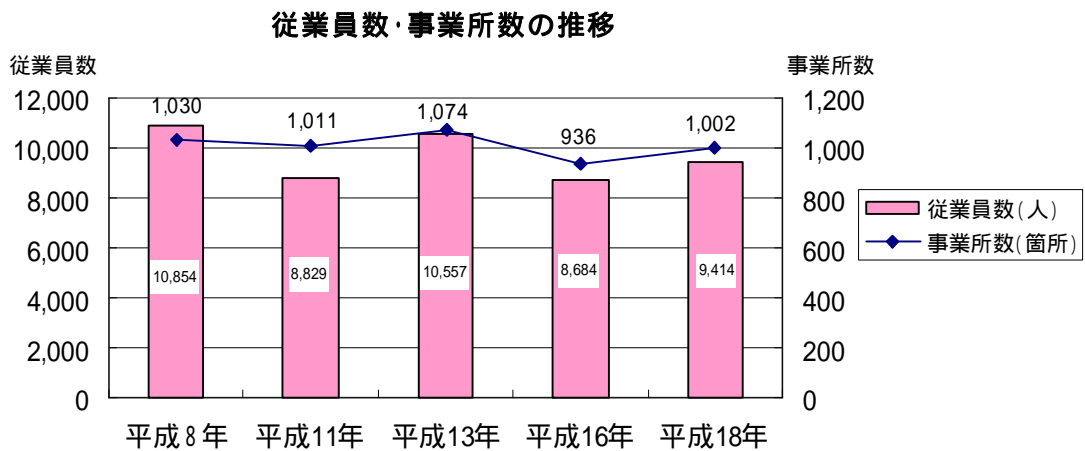


(4) 産業の状況

本市の事業所数・従業員数は、平成18年で1,002事業所、9,414人となっています。

産業別の就業者の割合は、平成17年国勢調査によると、第3次産業（小売・サービス業など）が68.6%と一番多く半数以上を占めており、以下、第2次産業（製造・建設業など）、第1次産業（農林業など）となっています。

また、推移を見ると、第1次産業の割合は、おおむね変化はありませんが、第2次産業の割合は減少傾向にあり、逆に第3次産業の割合は増加傾向となっています。



(資料:事業所・企業統計調査)

産業3部門別就業者数の割合の推移

(単位:%)

区分	砂川市				北海道	全国
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年	平成17年
第1次産業	6.8	6.2	6.3	6.3	7.7	4.8
第2次産業	32.3	31.9	29.0	25.1	19.0	26.1
第3次産業	60.8	61.9	64.7	68.6	71.3	67.2
分類不能	-	-	-	0.1	2.0	1.9

(資料:国勢調査)

3 時代の潮流

我が国を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しており、これに伴い、自治体運営も大きな転換期にあるといえます。

本市のまちづくりの方向性を考える上では、こうした時代の潮流を的確にとらえ、市民と行政が力を合わせて、総合的な視点からまちづくりを進めていく必要があります。このことから、今日の社会・経済情勢を次のように認識し、計画を策定します。

(1) 少子高齢化と人口減少の進行

我が国では、出生率の低下により少子化が急速に進行し、深刻な社会問題になっているとともに、総人口も平成 17 年度をピークに減少を続けています。また、総合計画の中間年にあたる平成 27 年（2015 年）には、人口構成の最も多い“団塊の世代”（昭和 22 年～24 年生まれ）が高齢期を迎え、総人口の約 27% が 65 歳以上という「超高齢社会」になることが予測されています。

少子高齢化の進行は、労働人口の減少や消費の減少、さらには、年金・医療の社会保障費の負担増など、社会全体に様々な影響を及ぼす要因になることが懸念されています。

このような急速な少子高齢化と人口減少に対応するためには、安心して子どもを産み育てられ、高齢者が住み慣れた家庭や地域において、生きがいを持ち、健康で元気に過ごせる環境を整えるなど、子どもから高齢者まで、すべての世代がともに支え合い安心して心豊かに生活できる地域社会を構築していくことが求められています。

(2) グローバル（世界的規模）化の進展と経済環境の変化

交通・情報通信手段の飛躍的な発達により、人・物・資本・情報の国際的な移動や交流が活発化するとともに、日常生活から産業活動に至る、あらゆる面において、世界各国との相互関係が生まれてきています。

また、グローバル化の進展により、国際的な交流が活発になる一方で、国際市場での競争が激化し、企業活動の世界的な展開や農林水産物・工業製品の輸入の拡大などによって、地域産業は大きな転換期を迎えています。

このことから、地域においても、国際感覚を高め、経済、文化など地域の独立性を発揮しつつ、豊かで活力ある地域社会を形成していくことが求められています。

(3) 環境問題への意識の高まり

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済・産業活動や生活様式などによる地球温暖化やオゾン層の破壊、森林の減少など、地球的規模での環境問題が深刻化しています。このため、国際社会と協調して地球温暖化などの地球環境問

題に歯止めをかけ、次世代に良好な環境を引き継ぐための取り組みが進められています。

このように、人々の環境に対する関心が高まる中、ごみの減量化や資源のリサイクル、省エネルギー対策や自然エネルギーの活用対策、環境保全活動の促進など、限りある資源を有効に活用し、環境への負荷の少ない循環型社会を形成していくことが求められています。

(4) 価値観やライフスタイルの多様化

社会の成熟化が一層進み、人々の意識や価値観は、物の豊かさから心の豊かさを重視する傾向がさらに強まり、ライフスタイルが多様化する中で、個性や創造性が尊重されるようになり、自由な選択と主体的な行動のもとで、様々な活動が活発化してきています。

また、社会・経済の制度や仕組みも公平で画一的な志向から、自主性や自立性を高める方向に見直しが進められています。

このように、あらゆる場面で新しい価値観への転換が進みつつある中で、多様性に富み、心の豊かさを実感できるような取り組みを進めていくことが求められています。

(5) 安全・安心に対する意識の高まり

国内外で大地震や集中豪雨による大規模災害が多発し、自然災害からの安全性の確保に対する人々の意識が急速に高まっています。

また、凶悪犯罪や悪質商法による被害の増加、国境を越えた感染症の発生、食の安全性に関する問題の発生、さらには身近な医療・福祉体制への関心の高まりなどを背景に、犯罪や事故のない社会づくり、健康で安心して暮らせる社会づくりが強く求められています。

このような中、地域においても、防災・防犯体制の強化はもとより、あらゆる分野で安全・安心の視点を重視した取り組みを進めていくことが求められています。

(6) 高度情報化の進展

インターネットの普及、デジタル通信網の整備進展など、情報通信技術の飛躍的な進歩により、全世界が情報通信ネットワークによって結ばれ、日常生活や企業活動、行政サービスなど、様々な分野において、情報を容易に収集し、発信することが可能となっています。

今後、一層加速する高度情報化の中で、地方にとっては、情報を地域社会の発展をリードする重要な要素の一つとしてとらえ、大都市との格差解消に活かしていくことが重要となることから、情報通信基盤の充実や高度情報化に対応できる人材の育成、情報通信技術を利用した行政サービスの向上などの取り組みを進めていくことが求められています。

(7) 地域主権の進展と厳しい財政運営

我が国では、これまでの地方分権改革の流れを踏まえ、国と地方の関係を抜本的に見直し、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」への転換を本格的に進めています。これに伴い、これからの地方自治体には、住民の参画と協働を基本に、自らのまちの未来を自らで決め、自ら行動していくことが強く求められます。

また、このような中であって、国、地方とも財政状況は極めて厳しい状況にあり、地方自治体は、自ら行政能力や財政基盤を強化し、自立性を高めていかなければならない状況にあります。

今後は、住民と行政との協働のまちづくり、住民団体やNPO、民間企業等の多様な主体がともに担う「新たな公」の取り組みを進めながら、行財政改革による自治体運営の効率化を一層進め、将来にわたって自立・持続可能な体制を整備していくことが求められています。